和光市

育成一時保育事業案内

初めてのご利用の際は、必ず事前に保育サポート課またはほんちょう保育園にお電話ください。



和光市イメージキャラクター 「わこうっち」「さつきちゃん」

和光市役所 保育サポート課

〒351-0192 和光市広沢1-5

TEL:048-464-1111(代表)

048-424-9130 (直通)

1 事業内容

1 事未[7]					
概要		遅れに心配のあるお子さんを持つ方の、家庭保 レッシュのために一時的に預かる事業です。	育に伴う心理的・肉体的負担		
対象児童	以下の全てに該当していること。 ① 市内在住(利用開始時点で和光市転入していれば可)の就学前児童 ② 認可施設に在園していないこと ③ 知能・社会性・運動機能等の発達の遅れの心配がある児童で、通所できること ④ 集団生活が可能で、医療的ケアが必要ないこと ※ 感染症にかかっていた場合は、医師が作成する意見書が必要です				
実施施設	和光市ほんちょう保育園 住 所: 和光市本町31-18 電話番号: 048-465-5200 ファックス: 048-465-5887 受入定員: 1日3名				
	開所日 月曜日〜金曜日 (休業日:土日祝日、12/29〜1/3、市長が特に必要と認める日)				
	利用時間・料金				
利用時間	51 ED 04 ED	通常利用	延長利用		
小山田时间	利用時間	8:30~16:30	16:30~17:00		
利用料金	料金	4時間以内 1,200円 その後1時間につき250円ずつ加算	30分につき200円		
利用できる	※延長利用は、市長が特別な理由があると認めるときに限り利用できます。なお、延長時間のみの利用はできません。 ※利用当日の送迎時、受付で利用台帳に利用時間をご記入いただきます。その時間を基に利用料金を算定します。 ※生活保護世帯は利用料金がかかりません。事前にその旨お知らせください。 1 週間につき最大3日まで。1回の申込で1ヶ月分の予約可。				
日数	(1日の利用定員は3名までのため、調整させていただきます) ※ 例えば7/30(月)~8/4(土)のような月をまたぐ場合でも、1週間として扱います。				
	利用希望日の)1ヶ月前の月初日 ~ 同月10日まで	例:10/15に使いたい → 9/1~9/10受付		
申込の 受付期間	利用布室口の「クカ前の万初口」を同方で口よで※月初日が休業日にあたる場合はその翌日に受付。連休なら連休明け受付となります。※毎月10日までの申請を審査し予約を入れていきます(先着順ではありません)。10日以降の申込は、空き状況により受け入れます。				
		 初めての利用	2回目以降		
必要書類 と 申込先	心亜聿粨	・育成一時利用申込書 ・心身状況票 ・その他必要書類 (ケアマネージャーの作成する支援計画 など)	育成一時利用申込書		
	由认先	・市役所 または 保育園 事 前に市または園にご相談ください。 ・別頁『育成一時保育初回利用プロセス』を ご覧ください。	市役所 または 保育園		
受付先 受付時間	保育サポートi ほんちょう保i				

2 緊急時は・・・

傷病・看護等で緊急利用が必要な場合は前日申し込みも受け付けます(ただし、一時保育利用登録のある児童で、空き枠があった場合のみ)ので、ご相談ください。

ただし、前日16:30までの受付となります。出産でのご利用は通常通りお申し込みください。

3 育成一時保育 初回利用プロセス

子育て世代包括支援センターケアマネージャーまたは障害者支援専門員と相談しているかどうかによりプロセスが分かれます。

相談員あり

相談員なし

問い合わせ

- <u>相談員</u>がほんちょう保育園に電話連絡します。
- 保育園から必要書類・面接日の案内をいたします。詳細を相談員から確認してください。
- <u>保護者</u>が保育サポート課に電話連絡して ください。
- 〇 課が現在の児童状況を確認の上、必要書 類をご案内します。
- 〇 後日、課からの情報提供を基に、保育園 が面接日をご案内します。

申込・面接

○ 市役所または保育園から指定された書類をご提示ください。

○ <u>児童同伴</u>の面接を実施いたします。

面接内容・・・1. 児童の状況把握をします

- 2. 利用に関しての詳細と持ち物等の説明があります。
- 3. 保護者からの質問にお答えします。
- 利用の可否については、後日、園から電話連絡があります。また、可能な場合は承諾書が 届きます。

利 用 ○ 保育に必要なものを忘れずご持参ください。

- 〇 初日に「受入保育」(1時間実施、無料)を保護者同伴で行います。 受入保育の様子を見て、利用日数や時間を決めていきます。
- 利用当日に連絡帳と利用台帳の記入をお願いします。自宅で児童の健康状態(体調・検温・食事等)を確認し、預ける上での配慮についてご記入ください。園からは当日の状況を記入し保護者にお伝えします。
 - ・病気の児童はお預かりできません
 - ・急病の場合はお迎えに来ていただく場合があります
 - 投薬はしていません
 - 利用時間の厳守をお願いします。遅れる際は事前に必ず連絡してください。
- 〇 半年以上利用がなかった場合や児童状況に変化があった場合は、「心身状況票」の再提出、場合によっては再度面接をお願いします。

支

払

- 翌月に送付される納付書にて、各金融機関でお支払いください。
- 当日キャンセルの場合、予約時間分の料金が発生します。 (災害時など例外あり。次項参照。)

※ 2回目以降の利用申請は、相談員の有無に関わらず、保育サポート課でも受け付けます。

4 申請・予約の内容を変更またはキャンセルする場合

利用変更届をご提出ください。変更届が未提出の場合は、予約時間分の料金がかかります。なお、利用日当日の利用時間変更はできません。

〇提出期限

利用日前日の16:30まで

月曜日利用をキャンセルしたい場合は前週土曜日まで受付(ほんちょう保育園なら土曜開所しています)。利用日前日が休業日(土曜日除く)の場合はその前日まで。

〇 提 出 先

ほんちょう保育園まで(保育サポート課では受け付けていません)

電話番号:048-465-5200ファックス:048-465-5887

○そ の 他

台風や大雪等の災害自然災害により登園が極めて困難な場合は、当日キャンセルでも 利用料金は発生しません。

また、保育園で感染症が流行している場合は事前にお知らせしますので、利用の判断 をお願いします。



一時保育事業が無償化の対象となる場合があります

【対象】

年齢	金額	要件
3歳児~5歳児	月額3.7万円まで無償	 ① 保育園・認定こども園等を利用し
0歳児 ~ 2歳児 (住民税非課税世帯)		でいない児童 ② 保育の必要性の認定を受けた児童

- ※1 認可外保育施設等を複数利用する場合も、月額上限額の範囲内で無償化対象となります。
- ※2 ②の認定は事前申請が必要です。和光市役所保育サポート課へご相談ください。
- ※3 保育の必要性の認定基準は、認可保育所利用の基準と同様となります。

【無償化対象になる料金の区別】

以下は公設一時保育施設(みなみ・しらこ・ほんちょう育成)の無償化の一例です。 利用料のうち、食事代は個人負担となります。民設施設は料金が異なるので、各施設へご 確認ください。

料金区分	金額	対象の有無	
利用料	1,000円(4時間利用)	無償化対象	
不引用科	2,000円(8時間利用)		
食事代	200円/1回	無償化対象外(実費負担)	

【請求に必要な書類】

- (1) 施設等利用費請求書
- (2)領収証(原本)

利用した園からもらえる書類

(3) 提供証明書(原本)

(みなみ・しらこ・ほんちょう育成を利用した場合は不要)

【無償化となった場合の料金支払の流れ】

- ① まずは通常通り利用料を払う
- ②(民設施設のみ)領収書・提供証明書を利用した施設に発行してもらう
- ③ 使った金額を市役所へ請求する(上限金額まで)

公設・民設に関わらず、書類作成方法等で不 明な点があれば、市役所へご相談ください。

